

議事日程（第1号）

令和元年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第57号 平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第58号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第59号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第60号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第61号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第62号 平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第64号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第65号 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第66号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第15 議案第67号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第68号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第69号 自治功労者の推戴について
- 日程第18 議案第70号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第71号 自治功労者の推戴について
- 日程第20 議案第72号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 報告第2号 平成30年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第22 報告第3号 平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第23 陳 情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」

- 日程第 2 4 陳 情 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」
- 日程第 2 5 陳 情 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第 2 6 陳 情 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 9 号 平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6 0 号 平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 1 号 平成 3 0 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 2 号 平成 3 0 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 3 号 須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 6 4 号 須恵町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 5 号 須恵町上下水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 5 議案第 6 7 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 議案第 6 8 号 糟屋郡公平委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 議案第 6 9 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 1 8 議案第 7 0 号 自治功労者の推戴について

- 日程第19 議案第71号 自治功労者の推戴について
- 日程第20 議案第72号 令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 報告第2号 平成30年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第22 報告第3号 平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第23 陳情 「天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書」
- 日程第24 陳情 「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書」
- 日程第25 陳情 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書」
- 日程第26 陳情 「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書」

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	総 務 課 理 事	梅 野 猛
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	税 務 課 長	合 屋 浩 二
地域振興課長	稲 永 勝 章	都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二
住 民 課 長	合 屋 真 由 美	管 理 担 当 課 長	今 泉 英 明
上下水道課長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
健康福祉課長	吉 川 聡 士	社 会 教 育 課 長	安 河 内 ひ と み
会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕	総 務 課 参 事	諸 石 豊
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。雨が非常に長く、梅雨のときには降らなくて必要なときに雨が降って非常に困っていますけども、よそでは水害が大変来ておりますけども、我が町におきましては、大きな災害もなく、よかったと思っておりますけども、日ごろの訓練等を行うべきじゃないかと思っておりますけども。

そういうことでよかと思っておりますけども、きょうから議会が始まるわけでございます。どうか議論等もよろしく願いいたします。

それでは、開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますけども、よろしく願いいたします。

ただいまから令和元年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議員（13番 三上 政義） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月27日、午前10時より議会運営委員会を開催し、第3回定例会の運営について協議・検討いたしました。

今回、提出された議案は16件、報告2件、陳情が4件提出されております。

なお、陳情につきましては、議長口述により提案していただき、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いしたいと思います。

ほかに町長諸報告6件、議会中の組合議会報告4件で、委員会付託につきましては、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会5件で、決算認定に伴う議案第57号から議案第62号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題といたします。

議案第66号から議案第68号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行い、議案第69号から議案第71号につきましては、申し合わせにより、総務建設産業委員会に付託いたします。

会期は、本日9月3日から13日までの11日間としており、9日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、10日、常任委員会前に特別会議室におきまして、庁舎1階東側トイレ改修工事施工案件の説明を受けます。13日、最終本会議終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月13日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月13日までの11日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集しましたところ、全員出席のもと開会できますことを感謝申し上げます。

それでは、6件について、町長報告させていただきます。

平成30年度一般会計決算について

まず初めに、平成30年度の一般会計決算についてでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額85億3,484万8,939円に対し、歳出総額は81億2,927万6,367円、実質収支額は、3億7,180万572円でございます。前年度決算に対しましては、歳入は3.5%、歳出は4.4%の減となっております。

財政構造の弾力化を示します経常収支比率につきましては、86.7%と前年度と同様で、依然として町村の適正水準と言われる数値70%程度を超え、財政構造の硬直化は続いております。では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の約7割を占めております町税でございますが、30億2,057万円となっております。主に、人口の増加に伴う納税義務者の増加及び給与所得などの合計所得の増加などにより税収が伸びており、町税全体で2.5%の増となっております。

次に、歳出でございます。

人件費でございますが、12億3,351万円、352万円の減でございます。率にいたしまして、0.3%の減でございます。職員数につきましては、30年度の採用が、一般事務6名、退職者が、一般事務5名、保育士1名で、結果、増減はありませんでした。

次に、普通建設事業費でございますが、5億2,822万円、旅石地区水路改良工事請負費、城山防災会館建設工事請負費、須恵東中学校大規模改造工事など大きな工事が終了しましたので、対前年度より31%の減でございます。

30年度の主な事業としましては、補助事業では、小中学校空調設備設置工事、須恵第三小学校校舎外壁・防水改修工事のほか、市場ため池改修工事などを行いました。単独事業では、須恵町多目的公園造成工事、庁舎1階窓口改修工事などを行っております。

次に、繰出金でございます。

30年度の繰出金は12億3,565万円で、276万円、率にしまして0.2%減でございます。

主なものとしましては、町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約3億7,969万円、公共下水道事業特別会計へ約2億8,687万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として2億6,647万円などを支出しました。

なお、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売り払い収入、決算余剰金などで2億1,265万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、2億5,000万円を繰入金として予算計上しておりましたが、最終的な財源不足による取り崩しはございませんでした。

財政調整基金、減債基金をあわせましたところの平成30年度末の基金残高は、28億1,870万円となっております。

今後、「多くの公共施設の整備・更新」、「幼児教育・保育の無償化」、「地方公務員法等の改正に伴う新たな職員への対応」など、今後の財源確保が懸念されるところでございますが、議員の皆様、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出にあわせまして、財政健全化等に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常の範囲内であったことを申し添えておきます。

平成30年度の水道事業決算について

次に、30年度の水道事業決算についてでございます。

平成30年度は、例年と比較すれば、やや少雨であったものの、水の安定的な供給ができたと思われまます。

平成30年度収支は、消費税抜きで、水道事業収益が6億1,386万7,388円に對しまして、同費用は5億4,158万1,439円でした。

収入面では、水道使用料は前年度と比較してわずかに減りましたが、戸建て住宅やアパート等の集合住宅の新築に伴う給水申し込み加入金の増加により、営業収益が微増となっており、収益

合計は過去最高額となっております。

費用面では、前年度の緊急時用連絡管の整備に伴う減価償却費の増加等により、昨年度に比べて約2,180万円の増となっております。

当年度純利益は、費用が増加したため前年度よりは減少しましたが、7,228万5,949円の黒字決算となっております。

今後も、今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

須恵町女性消防隊の設立について

次に、須恵町女性消防隊の設立についてでございます。

須恵町消防団の支援団体として、町役場女性職員による須恵町女性消防隊を設立します。消防団のように消火活動を行うわけではありませんが、女性の持つ能力を生かして、消防団への加入促進支援や式典等の運営補助を行います。あわせて、防災活動普及啓発の広報活動を考えております。

また、的確な初期消火技術・応急救護を身につけ、町職員が男女を問わず正しい防火・防災知識を得るなど、災害発生などのいざという時のために備えます。

その訓練の一環として、年1回、粕屋南部地域防災協会が主催する屋内消火栓・消火器操法大会へ出場し、上位入賞を目指します。

将来的には、町職員のみならず、地域住民の方へ希望者を募り、女性消防隊の加入者が増加していけば、活動内容をより充実させることにより、災害に強いまちづくりに向け、大きな力となることは間違いありません。どうぞ御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

トイレトレーラー（移動式防災対応トイレ）の購入について

次に、トイレトレーラー（移動式防災対応トイレ）の購入についてでございます。

一たび災害が発生し、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞り、悪臭のみならず感染症の原因にもなります。また、不衛生なため被災者は使用をためられることによって、水分や食事を控え、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康障害を引き起こすおそれが生じます。

このように災害時のトイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被害者をふやすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながります。

そのような中で、糟屋地区市町長会で、牽引車による牽引されるトイレ登載車両「トイレトレーラー」を各町1台ずつ購入してはどうかとの提案がなされました。

この「トイレトレーラー」は、洋式便座を設置した広い個室空間4室を有し、非常時の迅速利

用や衛生環境の維持に配慮されたものです。

糟屋地区内はもとより、県内、県外の市町村が被災された際、糟屋地区内の市町が連携し、速やかに被災地に駆けつけることができます。今まで、被災地へ義援金の送金や人的支援を行ってまいりましたが、今後は、「トイレ支援」も可能となっていきます。

平時においては、現在建設中の多目的公園のトイレとして設置し、通常利用していただき、地域で行われる祭り、運動会、スポーツイベントなどの際にも移動させ、活用ができます。

まずは、過去に被災した若杉山を挟んだ須恵町、篠栗町が9月議会に補正予算を計上させていただき、糟屋地区の他市町は、今後、段階的に購入へ向け、動いていかれると考えております。トイレ支援の助け合いのネットワークが広がっていくことを願っているところでございます。

詳細につきましては、今議会中、総務課により予算審査特別委員会の段階で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地域包括支援センターの移転について

次に、地域包括支援センターの委託についてでございます。

介護保険法に基づく、地域包括支援センターは、役場窓口1階の健康福祉課内に設置していますが、今年度10月からは社会福祉協議会に委託し、現在、移転の準備をしているところでございます。委託の予算につきましても、今議会（9月）の補正予算で計上させていただいております。

地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託することで、介護・福祉・保健・医療に関する高齢者の相談窓口の一元化を図り、住民の皆様が相談しやすい環境づくりと充実したサービスの提供を構築してまいります。

また、地域包括支援センター移転後をめどに、役場1階の窓口にも、子ども教育課から子育て係の業務と学校教育係の一部の業務を移動させます。これによって、来庁者の動線がスムーズとなり、またワンストップ化されることで窓口サービス向上につながると考えております。

「幼児教育・保育無償化」の対応について

次に、「幼児教育・保育無償化」の対応についてでございます。

本年10月から実施されます幼児教育及び保育無償化については、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために取り組まれた国の制度であります。

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の保育利用料を無償化、それ以外の保育の必要性のある子どもについても、上限がありますが、無償化の対象となります。

また、須恵町では、27年4月より認可保育所の入所申し込みをしながら入所できず、届け出

保育施設を利用している児童の保護者に対し、届け出保育施設保育料の一部について補助を行う制度を創設し、負担軽減を図ってきましたが、この幼児教育及び保育無償化制度は、さらなる保護者の経済的負担を軽減するものと考えております。

今回の幼児教育及び保育無償化の対象となるのは保育料のみであり、給食材料費は無償化の対象には含まれていません。給食材料費や行事費等は、保護者からの実費徴収が基本となっております。

給食費については、主食費と副食費があり、これまでも施設による実費徴収、また2号認定子どもの副食費に関しては、保育料の一部として保護者が負担しておりましたので、保護者が負担すること自体は、これまでと変わりありません。

これは自宅で子育てをする場合も生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や医療や福祉サービスのように、食事は自己負担されていることを踏まえ、保護者負担をお願いするものであります。

金額の設定等につきましては、詳細な情報については、保育園等を通して、あるいは直接保護者宛てに、お知らせするようにしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問ありませんか。児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 町長報告について、4点、ちょっと御質問いたします。

「幼児教育・保育無償化」について、指導監督基準を満たさない認可外施設は無償化の対象としないという条例の制定は考えておられるのか。

それと2番目に、月約4,500円の副食費の助成は関連していないですか。

3番目に、0から2歳児の保育料は有償であるが、本町はどうなっているか。10月からどのようになるのか。

4番目、副食材料費滞納により退園をお願いするようなことがあるのか、また、自治体独自の保育料軽減財源を使う考えはあるのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど申し上げましたように、給食費については、今小学校でも徴収しているんですよ。ですから、それについては、先ほどの説明のとおりで、2番、3番の説明に対しては、先ほど説明したとおりでございます。給食費が払えないから退園させるかさせないかというのは、それはあり得ないことだろうと思います。

ただ、実費負担でございますから、払うのは当たり前なことなんです。その中で、要は、おっ

しゃっているのは低所得者に対する問題でしょうけども、それについては、別の制度でありますので、生活保護だからですね、いろんな形の中で、要するにお子さんに対する支援とか、いろいろ別の制度がございます。その中でのお話でございますので、今回のこの制度に対して、その制度上、今4点質問なされたことに対して、町が特別なものを設けるということはありません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉議員。

○議員（7番 児玉 求） 1番目がちょっと、まだお聞きしていないんですが。指導監督基準に満たない認可外施設ですね、これは無償化の対象にしないという条例の制定は考えておられるのか、そこをちょっとお伺いします。

それと……

○議長（松山 力弥） 児玉さん、それは、今無償化の件に関連して言っているわけ。

○議員（7番 児玉 求） ええそうですね。無償化に対して、その基準が、認可施設の基準が緩くなっているわけですが、いわゆる条件的に指導監督基準を満たない認可外施設は無償化の対象としないという条例の制定等は考えておられるかということです。

それと、先ほど4番目、副食材料代についての自治体独自の保育料軽減財源を使う考えはないということで、その回答でよろしいのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 最後何て。もう一回言って。はい、わかりました。平松町長。

○町長（平松 秀一） この制度で、認可であろうがなかろうが、要するにどう言いますかね、待機児童をなくすということを国は言っておるわけですよ。要するに、無認可について指導監督ができないから、こっちが出すはずじゃないかというのは今後の検討課題であって、それが本当に町民の方々、あるいはお子さん方に不利益になるのであれば、創設しますけども、今国の制度自体も、まだ始まっていないわけですから、我々もそれを条例でしませんという対象には、今のところ考えてはいないということです。

あと詳しいことは、担当課の課長のほうから説明させます。

○議長（松山 力弥） いいです。もう課長、いいです。もう答え出ているんです、しないって。一緒でしょう。

○議員（7番 児玉 求） だから、子ども教育課の課長のお話を。

○議長（松山 力弥） 教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） ただいまの届け出保育施設の件につきましては、町長がおっしゃるとおり、国の基準としてこちらのほうも考えているところでございますので、今のところ、条例等での対象外にするというところでは考えてはおりません。

○議長（松山 力弥） これでよろしいですね。

ほかありませんか。——これで質疑を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
3番、稲永辰己。

○議員（3番 稲永 辰己） 3番議員、稲永辰己でございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

去る令和元年6月26日に開催されました第2回臨時会及び8月29日に開催されました第3回定例会について御報告いたします。

まず、第2回臨時会では、議事に入る前に功労者表彰が行われ、本町の田原重美議員、篠栗町の村瀬敬太郎議員が表彰を受けられたことを御報告いたします。

それでは、議事日程は、日程第1から日程第14までで、日程第2、議長の選挙は、指名推選により志免町の丸山真知子氏が当選されました。

日程第3、副議長の選挙についても、指名推選により、久山町の阿部文俊氏が当選されました。

議案第7号粕屋南部消防組合監査委員の選任同意については、任期満了に伴う後任委員の選任について議会の同意を求めるもので、篠栗町の阿部寛治氏が選任され、全員賛成で同意しました。

議案第8号専決処分の承認について（専決第2号）は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるもので、解散による組合からの削除及び新設による加入に伴う規約の変更で、全員賛成で承認しました。

議案第9号専決処分の承認について（専決第3号）は、粕屋南部消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号同様、これを報告し、承認を求めるもので、人事院規則の改正に伴う消防組合職員の勤務時間外の時間における勤務に関する必要な事項等の改正で、全員賛成で承認しました。

議案第10号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第五次消防力整備計画に基づき、消防力の増強を図るため、職員の定数について、消防吏員176名から181名に改めるもので、全員賛成で可決しました。

議案第11号粕屋南部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、正当な理由がない個人情報の提供及び盗用等に対する罰則規定を追加するもので、全員賛成で可決しました。

議案第12号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、不正競争防止法等及び住宅用防災機器に関する省令の一部改正に伴い、条例の文言の修正及び号の追加で、全員賛成で可決しました。

報告第1号では、専決処分 of 報告について、法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関するもので、別紙のとおり、消火活動中の事故に対する損害賠償で、全額損害賠償保険により支払われる旨、報告がありました。

続いて、令和元年8月29日に開催されました第3回定例会について御報告いたします。

議案第13号から議案第15号の糟屋郡公平委員会委員の選任同意については、それぞれ全員賛成で同意しました。

議案第16号粕屋南部消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、手数料の標準額が改定されたため、条例の一部改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第17号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額22億5,677万6,761円、歳出総額22億3,155万7,305円、歳入歳出差引額2,521万9,456円、実質収支額2,521万9,456円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第18号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額6,923万2,010円、歳出総額4,900万3,571円、歳入歳出差引額2,022万8,439円、実質収支額2,022万8,439円となっており、全員賛成で認定しました。

議案第19号令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ305万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億2,546万9,000円とするもので、ネットワークソフトウェア更新業務委託料の追加補正となっており、全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町の鞭馬議員から、消防力整備計画における人員の整備として、人員の不足原因と増員対策の実施と不足状況及び災害時における消防力不足を補う対策について質問があり、不足は、管内の人口増加等が主な要因であり、増員計画により、基準値達成に向けて努力している。人員の確保は100%とは言えないが、限られた人数で最大の活動ができるよう研修及び訓練を実施している。

また、都市圏応援体制、近隣の消防署、他機関との応援協定があり、有事の際には、非番職員の動員も含め、被害を最小限に食い止めたいと考えているとの答弁がありました。

詳細は、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。1番、白水春夫君。

○議員（1番 白水 春夫） おはようございます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

令和元年8月20日に、古賀市役所会議室において、第2回の定例会が開催されました。

第9号議案から第11号議案の糟屋郡公平委員会委員の選任については、それぞれ全員賛成で同意しました。

第12号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額3億4,005万6,331円、歳出総額2億7,516万4,451円、歳入歳出差引額6,489万1,880円となっており、全員賛成で認定しました。

詳細は、議員控室においてありますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会の報告でございます。

須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月26日、令和元年第2回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりとなっておりますので御参照ください。

最初に、組合長報告でございます。まず、し尿処理施設洒水園の処理業務、またクリーンパークわかすぎの運営・管理が適正になされている旨の報告がありました。

続いて、大牟田リサイクル発電の総会報告等がありました。

続きまして、議案の議決結果を報告します。今回、人事案件を含む13議案を審議しました。

議案第4号組合監査委員の選任については、全員賛成で同意、議案第5号平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定については、収入済額17億2,316万118円、支出済額15億3,945万3,445円で、その差引残額は1億8,370万6,673円となっております。全員賛成で認定しました。

議案第6号令和元年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ809万3,000円を追加し、歳入歳出総額を、それぞれ16億589万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、構成3町分担金の減額と、志免町、宇美町の受託事業収入の減額です。

なお、須恵町負担金につきましては、4,427万3,000円の減額となります。

歳出の主なものは、リサイクルプラザ運営管理費の維持管理運転委託料の増額補正です。全員

賛成で可決しました。

議案第7号から第13号までは組合条例の改正です。各議案とも全員賛成で可決です。

議案第14号から第16号は糟屋郡公平委員会委員の選任についてです。各議案とも全員賛成で同意しました。

なお、議案書及び平成30年度歳入歳出決算書につきましては、議員控室に置いてありますので御参照願います。

以上、報告でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） おはようございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

令和元年7月17日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回臨時会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

選挙案第1号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の議長選挙については、指名推選により、宇美町の白水英至氏が当選されました。

続いて、令和元年8月28日、第2回定例会が開催されました。議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第7号から議案第9号の糟屋郡公平委員会委員の選任については、全員賛成で同意いたしました。

議案第10号令和元年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,076万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,756万5,000円とするものです。全員賛成で可決いたしました。

議案第11号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億4,085万4,792円、歳出総額9,008万7,505円、歳入歳出差引額5,076万7,287円、実質収支額5,076万7,287円となっており、全員賛成で認定いたしました。

なお、詳細につきましては議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問ありませんか。——質問なしと

認めます。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第57号から議案第62号の6議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

日程第7. 議案第59号

日程第8. 議案第60号

日程第9. 議案第61号

日程第10. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第58号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉会計管理者。

○会計管理者（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、議案第57号から議案第61号までの平成30年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明を申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月17日から7月30日まで実施されまして、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、別冊の平成30年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

最初に、議案第57号平成30年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、決算書の2ページ、3ページをお開きください。歳入の収入済額の主な構成比を申し上げてまいりま

す。

1 款町税は歳入全体の 35.4%、6 款地方消費税交付金 5.5%、9 款地方交付税 21.9%。次の 4 ページ、5 ページでございます、13 款国庫支出金 10.7%、14 款県支出金 7.0%、17 款繰越金 4.0%、20 款町債 7.1% で、歳入合計の行の収入済額合計の予算現額に対する収入率は 96.5%、調定額に対する収入率は 98.2% となっております。

次に、6 ページ、7 ページ、歳出でございますが、支出済額の主な構成比を申し上げます。2 款総務費は歳出全体の 14.7%、3 款民生費は 40.1%、4 款衛生費 10.2%、8 款土木費 7.1%。次の 8 ページ、9 ページに移りまして、9 款消防費 4.5%、10 款教育費 13.4%、12 款公債費 6.5% となっております。

歳出合計の行の支出済額合計の予算現額に対する執行率は 91.9% ですが、予算現額から翌年度繰越額 4 億 5,861 万 6,000 円を除いた執行率は 96.9% となっております。翌年度へ繰り越す額の内容は、保育所等整備事業費補助金及び小中学校空調設備設置事業であります。

次の 10 ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額 8 億 3,484 万 8,939 円に対して、歳出総額 8 億 2,927 万 6,367 円で、歳入歳出差引額 4 億 557 万 2,572 円、この形式収支から、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2) 繰越明許費繰越額 3,377 万 2,000 円を差し引いた実質収支額は 3 億 7,180 万 572 円、この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 3,213 万 6,108 円の黒字ですが、これになお、黒字要素であります財政調整基金への積立額 2 億 1,237 万円を加えました実質単年度収支は 2 億 4,450 万 6,108 円の黒字となっております。

次に、議案第 58 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。178、179 ページをお願いいたします。

一番下の行の歳入合計欄の収入済額合計の予算に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 91.3%。

次の 180 ページ、181 ページ、歳出ですが、一番下の行の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ 100% となっております。

次の 182 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額 3 億 375 万 6,326 円に対して、歳出総額 3 億 9,763 万 9,529 円で、歳入歳出差引額は 6 億 11 万 6,797 円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと、70 万 188 円の黒字ですが、これに黒字要素の前年度分の療養給付費等負担金及び交付金の返還金 3,938 万 76 円を加え、赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金 4,300 万円を差し引いた実質単年度収支は、291 万 9,736 円の赤字となっております。

次に、議案第59号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、208ページ、209ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%。

次の210ページ、211ページ、支出済額合計の予算に対する執行率は95.7%となっています。

次の212ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億5,040万8,227円に対して、歳出総額3億3,415万9,820円で、歳入歳出差引額は1,624万8,407円、実質収支額も同額です。

次に、議案第60号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。226ページ、227ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.2%、調定に対する収入率は99.1%。

次の228ページ、229ページ、歳出ですが、支出済額合計の予算現額に対する執行率は99.4%です。

次の230ページ、実質収支に関する調書ですが、歳入総額12億3,600万6,369円に対して、歳出総額12億2,716万2,493円で、歳入歳出差引額は884万3,876円、実質収支額も同額でございます。

最後に、議案第61号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。248ページ、249ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.6%、調定に対する収入率は99.9%。

次の250ページ、251ページ、歳出ですが、支出済額合計の予算に対する執行率は96.6%となっております。

次の252ページをお願いします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額8,539万2,055円に対して、歳出総額8,204万1,685円で、歳入歳出差引額は335万370円、実質収支額も同額です。

以上であります。

○議長（松山 力弥） 次に、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第62号平成30年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成30年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成30年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町水道事業決算報告書でございます。

なお、以下、消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

1、収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額6億6,044万8,716円、前年度比0.5%の増でございます。主なものは、給水申し込み加入金の増でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億6,246万2,044円、前年度比4.2%の増でございます。主なものは、減価償却費の増でございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。2、資本的収入及び支出のうち収入は、第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額4,110万8,980円、前年度比80.6%の減でございます。これは、緊急時用連絡管等の国庫補助事業が平成22年度をもって終了したことに伴う企業債及び国庫補助金の減でございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、4ページの2列目で、決算額2億2,966万8,308円、前年度比32.9%の減でございます。これは国庫補助事業である佐谷・立毛地区緊急管路改善事業及び緊急時用連絡管事業が平成29年度で終了したことによる工事請負費の減でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,855万9,328円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第57号から議案第62号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第62号は、決算審査特別委員会へ付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する必要事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

これは、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的としたもので、改正法の施行により、会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行するものです。

2ページをお願いいたします。第1条に、制定の趣旨を、第2条にフルタイム、パートタイムの会計年度任用職員の用語の意義を定めています。第3条に、会計年度任用職員の給与について、第4条から第17条までにフルタイム会計年度任用職員に対する給与の整備を行っております。

18条から第28条までに、パートタイム会計年度任用職員に対する給与の整備を行っております。第29条に、給与からの控除について、一般職の職員の給与に関する条例の規定に準用するとし、第30条に、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について定めております。

第31条に、退職者の給料について、第32条に必要な事項は規則に委任する旨、定めております。附則で、この条例は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第64号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例についてです。この条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由です。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が交付され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

これは、住民基本台帳法施行令等の一部の改正に伴いまして、旧氏での印鑑登録、印鑑登録証明書への旧氏の併記を可能とする改正でございます。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いいたします。

第5条、印鑑登録では、第2項第1号及び第2号中の「氏名、氏、名」の次に「旧氏」を加えるものです。第10条、登録事項の修正では、第1項を現行の実務に合わせた条文に改め、第2項を削ります。第12条、印鑑登録の抹消では、第1項第3号中の「氏」の次に、旧氏も含む内容の条文を加えます。

次の4ページになります。第14条の見出し中、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改めます。

2ページに戻っていただいて、附則でございます。第1項で、この条例は令和元年11月5日から施行するとし、第2項で、旧氏による第14条第3項の規定の適用による個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付申請については、この条例の施行の日から令和2年2月29日までの間は適用しないとしております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号須恵町印鑑条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由は、水道法施行令の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

次の2ページが改正文と附則で、3ページ、4ページが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、学校教育法の一部改正において、専門職大学の制度が新たに設けられたことにより水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件を拡大する必要性が生じたことによる条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明させていただきます。3ページ、4ページをお願いいたします。
布設工事監督者の資格に関する第3条第1項第3号水道技術管理者の資格に関する第4条第1項第2号及び第4号の実務経験年数に関する規定における短期大学卒業者に専門職大学の前期課程修了者を含めるものでございます。

2ページにお戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会にて説明させていただきます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第14. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。議案書

の2ページをお願いいたします。

糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、古賀市日吉2丁目19番6号、氏名、小河武文、生年月日、昭和24年6月29日、年齢、70歳。

任期につきましては、令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

提案理由の説明といたしましては、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものです。2ページに経歴書をつけておりますので、よろしく御審議方お願いします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。

本案に御賛成の方は、起立、お願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第66号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第15. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、糟屋郡志免町志免中央1丁目11番1号、氏名、緒方 博、生年月日、昭和25年8月24日、年齢、70歳。

任期については、令和元年11月1日から令和5年10月31日まででございます。

提案理由としては、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものでございます。経歴書については2ページつけております。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 討論を省略し、これより採決を行います。

本案に御賛成の方は、起立、お願いします。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第67号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任についてでございます。

先ほどと同じでございますけれども、糟屋郡公平委員会委員に下記の者を選任したいので、糟屋郡公平委員会規約の規定により、本議会の同意を求めるものです。

住所、福岡市中央区大手門2丁目5番10号ゾンネンハイム大手門214、氏名、尾畠弘典、生年月日、昭和59年11月15日、34歳。

任期、令和元年11月1日から令和5年10月の31日まででございます。

提案理由の説明として、任期が令和元年10月31日で満了することに伴い、後任委員を選任するものでございます。

2ページに経歴書をつけておりますけれども、この公平委員につきましては、糟屋地区において中南部、北部で選任というルールでありましたけれども、諸般の事情、なかなか難しい時代になっておりますので、経歴書の中にありますように、弁護士資格を持ってある方を選任するというので、今回提案しております。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第68号糟屋郡公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17. 議案第69号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第69号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第69号自治功労者の推戴についてでございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵501番地。氏名、安河内哲夫、生年月日、昭和16年7月31日、78歳。

提案理由については、自治功労者の推戴について提案するものでありまして、2ページに経歴書をつけております。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第70号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第70号自治功労者の推戴でございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めらるものです。

住所、糟屋郡須恵町大字旅石749番地。氏名、三角良人。生年月日、昭和23年4月10日、

71歳でございます。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものでございます。経歴書は、もう皆さんの御存じのとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第19. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第71号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第71号自治功労者の推戴でございます。議案書の1ページをお願いいたします。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木352番地。氏名、大場仁。生年月日、昭和24年2月21日、年齢70歳。

提案理由は、自治功労者の推戴について提案するものであります。2ページに経歴をつけておりますけれども、社会教育、いろんな場面で御活躍いただいております。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第20. 議案第72号

○議長（松山 力弥） 日程第20、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めらるるものでございます。内容につきましては、令和元年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,530万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億378万8,000円とするものです。第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で、地方債についての追加・変更は、第2表地方債補正とし、第3条で、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

また、第4条で、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第4条繰越明許費によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。主なものを申し上げます。1款3項軽自動車税200万円の減額は、制度改正の収入見込みにより減額補正をしております。

12款1項使用料779万1,000円の減額は、現年度分幼稚園使用料を幼児教育無償化により減額補正をしております。

13款2項国庫補助金527万8,000円の増額は、道路改良工事に伴う補助金、社会資本整備総合交付金を527万8,000円増額補正、14款2項県補助金2,842万7,000円の増額は、主にため池耐震診断業務委託料に対する補助金、農業農村整備事業費県補助金2,400万円の増額補正です。

15款2項の財産売り払い収入は、不動産売り払い収入の3件分、225万7,000円の増額補正、16款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金1,000万円の増額補正を決算見込み額により行っております。

18款1項繰越金は、収支調整のための9,591万1,000円を増額補正、19款3項雑入1,919万7,000円の増額は、幼児教育保育無償化事業の対象外である給食費を、保育所691万2,000円、幼稚園779万1,000円増額補正し、社会福祉協議会交付金の前年度交付金返納金を449万4,000円増額補正しております。

20款1項町債4,090万円の増額は、庁舎1階東側トイレ改修事業ほか2件の事業費に対する起債充当率を乗じた額を計上しております。

21款1項環境性能割交付金250万円の増額は、新たに自動車の燃料性能等に応じて課税される自動車税環境性能割に対して、国から交付されるものです。

続いて、3ページの歳出です。2款1項総務管理費4,601万2,000円の増額補正の主なものは、1階東側トイレ改修工事請負費に1,900万円、ふるさと応援寄附金事業に444万3,000円、高齢者運転免許証自主返納タクシー利用助成金を決算見込みにより320万円増額補正しております。

また、コミュニティバスルート見直しのためのコミュニティバス新ルート案策定業務委託料234万1,000円を増額補正しております。3項戸籍住民基本台帳費135万1,000円の増額は、印鑑登録システム改修業務委託料132万円が主なものでございます。

3款1項社会福祉費1,992万2,000円の増額は、社会福祉協議会交付金242万2,000円、地域包括支援センター業務委託料1,700万円の増額補正が主なものです。2項児童福祉費825万3,000円の増額は、幼児教育保育無償化等における施設利用給付費として503万4,000円を増額補正しております。

4款1項保健衛生費736万9,000円の増額は、職員の異動に伴う人件費の増額補正が主で、2項清掃費301万2,000円の増額は、廃棄物処理収集事業のごみ収集委託料等の消費税増税に185万7,000円増額補正、浄化槽設置整備事業補助金の補助対象経費の追加により、95万8,000円増額補正しております。

6款1項農業費3,167万9,000円の増額は、職員採用に伴う人件費450万4,000円の増額補正及び町内3カ所のため池耐震診断業務委託料2,700万円の増額補正が主なものです。2項林業費932万5,000円の増額は、異動に伴う人件費で564万2,000円の増額補正、佐谷財産組合所有の森林調査・間伐を行うための荒廃森林整備事業委託料307万3,000円を増額補正しております。

8款2項道路橋梁費2,860万円の増額は、一番田地区四工区ほか3本の道路改良工事請負費等の増額補正です。

9款1項消防費1,900万円の増額は、災害用トイレトレーラー、災害用の移動式トイレの購入費を計上しております。

10款1項教育総務費873万7,000円の増額は、トイレ洋式化に伴う小中学校トイレ改修工事設計業務委託料860万7,000円増額補正しております。2項小学校費292万3,000円の増額は、給食調理員業務契約更新に伴う委託料の増額補正及び浄化槽維持点検保守等の管理委託料の消費税増税を各小学校の管理費で増額補正をしております。

4ページ、5項社会教育費828万3,000円の増額は、新原区ほか5行政区の類似公民館等施設整備費補助金245万3,000円を増額補正、図書館システム更新業務委託料583万

円の増額補正は、OSのサポート終了に伴う更新です。

5ページをお願いいたします。第2表地方債補正は、追加で1件、変更分で2件上げております。追加では、災害用トイレトレーラー整備事業債を、変更では、庁舎1階東側トイレ改修事業債を工事設計業務に工事請負分もあわせた形で限度額の増額をし、道路改良事業債は補助金が増額されたことに伴い、道路改良工事の追加により限度額の増額を行うものです。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正の追加です。コミュニティバス新ルート案策定業務委託、期間は、令和元年度から令和2年度まで、限度額を435万1,000円とするものです。運行改善案、バス停、ダイヤ、ルートの見直し等を行うものです。

7ページをお願いいたします。第4表繰越明許費です。7款1項商工費国庫補助プレミアム付商品券事業1,800万円の繰り越しです。商品券の回収、換金等の業務が年度を超えるため行うものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第72号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号令和元年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第21. 報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第21、報告第2号平成30年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課理事。

○総務課理事（梅野 猛） 報告第2号平成30年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。平成30年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次に2ページをお願いいたします。実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、3年間の平均です。ことしは7.5%、前年度は7.6%でしたので0.1ポイント下がりました。ポイントでいえば、よくなったということです。これは、スポーツ公園整備事業のほか、起債償還終了により元利償還金の計上及び同事業による組合負担金の計上によるものです。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。50.9%、こちらのほうは前年度が49.4%でしたので、1.5ポイント上昇しました。これは、学校教育施設等整備事業債の発行により地方債現在高が増加したことと、下水道事業債の発行により一般会計から特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全化団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上、報告いたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第22、報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第22、報告第3号平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、1ページ目をお願いいたします。報告第3号平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成30年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次のページをお願いします。1、平成30年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計とも資

金不足比率には該当しませんので御報告いたします。

- 議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。
-

日程第23. 陳情

- 議長（松山 力弥） 日程第23、陳情天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書。

本陳情書は、天皇陛下御即位福岡県奉祝委員会より福岡県議会並びに県内各市町村議会宛てに提出され、令和元年10月22日、御即位の日前までに決議をお願いしたい旨の賀詞決議の陳情書であります。

この取り扱いにつきましては、各委員会に付託し、審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書を各委員会に付託します。

なお、お手元に陳情書並びに賀詞決議案を配付しておりますので、御参照ください。

日程第24. 陳情

- 議長（松山 力弥） 日程第24、陳情看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書。

本陳情書は、福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましては、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。
-

日程第25. 陳情

- 議長（松山 力弥） 日程第25、陳情、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書。本陳情書も、福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましても文教厚生委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替労働の改善を国及び県に働きかける意見書の提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。

日程第26. 陳情

○議長（松山 力弥） 日程第26、陳情介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書。

本陳情書も福岡県医療労働組合連合会より須恵町議会議長宛てに提出されたもので、この取り扱いにつきましても文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める陳情書を文教厚生委員会に付託します。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月9日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会
